

令和2年4月30日
国立大学法人九州大学

新型コロナウイルス感染症の影響に対する 「九州大学緊急学生支援プラン」

新型コロナウイルス感染症による影響を受け、保護者等の経済状況の深刻化や、アルバイトの休止等による収入減少など、生活に大きな影響が生じている学生に対して緊急に支援を進めるための取り組みを総合的に実施する。

1. 緊急授業料免除(九州大学独自の支援)

新型コロナウイルス感染症の影響による家計維持者の収入減少に伴い、本学の授業料免除基準に該当することとなる学生であって、文部科学省・日本学生支援機構の「修学支援新制度」の支援対象とならない者について緊急に授業料免除を行う。(留学生を含む学部生、大学院生が対象)

2. 緊急学生支援金(九州大学独自の支援)

保護者等の経済状況の深刻化や、アルバイトの休止等による収入減少など、生活に大きな影響が生じている学生が安心して学業に励むことができるよう、現在の状況において経済的支援を必要とする者に対して、学生からの申請に基づき一人3万円を給付する。(留学生を含む学部生、大学院生が対象)

3. 基金の創設(九州大学独自の支援)

特に生活が困難な学生に対しては、上記の九州大学独自の緊急授業料免除及び緊急学生支援金の他に、学業継続のための更なる支援を今後行う。このために、学内の財源等の活用をさらに進めるとともに、不足する資金を補うために九州大学基金内に「新型コロナウイルス対策学生支援基金」を設け、学内・同窓生その他に広くご支援をお願いする。

4. 国の支援制度の活用

(1) 文部科学省・日本学生支援機構による支援

文部科学省・日本学生支援機構が実施する、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した学生に対する各種支援制度への申請支援を行う

- ① 「修学支援新制度」による授業料減免と給付型奨学金への申請
(採用条件は、通常のとおり(日本人学部生のみが対象))

② 緊急採用、応急採用の「貸与型奨学金：第一種(無利子)・第二種(有利子)」への申請(日本人学部生、日本人大学院生が対象)

(2) 特別定額給付金(仮称)の周知

国が今後実施する10万円の特別定額給付金(仮称)に係る学内への制度周知の徹底

5. 関連する取組

(1) TA 等の継続活用

遠隔教育下においても、TA(ティーチングアシスタント)やその他の業務に学生を積極的に活用することにより、教育支援体制の充実を図る。

(2) 学生への心理的な対応

今回の状況を踏まえた学生への心理的対応として学生向けメッセージを発出するとともに、不安を持つ学生については、引き続きキャンパスライフ・健康支援センターにおいて対応する。

※ 「緊急授業料免除」及び「緊急学生支援金」については、詳細が整い次第手続きを公表し、募集を開始する。